

平成30年8月

小規模企業共済ご契約者の皆様へ

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

平成30年7月豪雨に係る 小規模企業共済制度の特例措置についてのご案内

平成30年7月豪雨により被災された皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

中小機構では、この度の豪雨により災害救助法が適用された市町村にて被災されたご契約者の皆様に次の特例措置を実施いたしますのでご案内申し上げます。

詳細については別添資料をご参照ください。

1. 共済契約者貸付け利用者の延滞利子の免除のご案内（別添1）

共済契約者貸付けを受けられている方に延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。

2. 特例災害時貸付けのご案内（別添1）

災害により事業所または主要な事業資産が被害を受けた場合に、無利子で貸付けを行います。

3. 災害時貸付けのご案内（別添1）

災害により売上げが減少する見込みの場合に、低利で貸付けを行います。

4. 緊急経営安定貸付けのご案内（別添1）

災害により売上げが減少する見込みの場合に、低利で貸付けを行います。

5. 掛金の納付期限の延長等のご案内（別添2）

今後の掛金の納付方法等（掛金月額額の減額、掛止め、納付期限の延長）についてのご案内です。

6. 共済金等の請求関係書類の省略のご案内（別添3）

共済金等の請求において、印鑑登録証明書の提出または実印の押印ができない場合や、個人事業廃止等で官公署等の証明書類を提出できない場合は、柔軟に対応します。

お問合せ先

中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：050-5541-7171

9時～18時

小規模企業共済 契約者貸付制度に関する特例措置のご案内

1. 共済契約者貸付けの返済遅延による延滞利子を免除いたします。

平成30年7月17日時点で共済契約者貸付けを受けられている方^(注)に対しては、延滞利子を1年間免除いたします。

(注) 約定償還日が平成30年6月1日以降の貸付金が対象となります。

2. 災害により事業資産が被害を受けた場合、無利子の「特例災害時貸付け」をお受けいただけます。

	実施内容
対 象 者	災害救助法適用地域に事業所を有し、その事業所または主要な資産について損害を受けている共済契約者 ※罹災証明書（市町村の証明）、または被災証明願（商工会等の証明）を受けていること
貸付限度額	共済掛金の範囲内で50万円～2,000万円(5万円単位) ※掛金納付月数に応じ掛金の7～9割となります。
貸付利率	無利子
担保・保証人	無し
貸付期間	・貸付金額500万円以下は4年間（据置期間1年を含む） ・貸付金額505万円以上は6年間（据置期間1年を含む）
返済方法	据置後、6か月毎の元金均等払い

3. 災害の影響により売上げが減少する見込みの場合、低利の「災害時貸付け」をお受けいただけます。

	実施内容
対 象 者	当該災害の影響を受けた後、1か月間の売上高が前年同月に比して減少が見込まれる共済契約者 ※被災証明願（商工会等の証明）を受けていること
貸付限度額	共済掛金の範囲内で50万円～1,000万円(5万円単位) ※掛金納付月数に応じ掛金の7～9割となります。
貸付利率	0.9%
担保・保証人	無し
貸付期間	・貸付金額500万円以下は3年間 ・貸付金額505万円以上は5年間
返済方法	6か月毎の元金均等払い

4. 災害の影響により売上げが減少する見込みの場合、低利の「緊急経営安定貸付け」をお受けいただけます。

	実施内容
対 象 者	当該災害に起因する鉄道・道路の途絶、資材の流通難等により、1か月間の売上高が前年同月に比して急激な減少が見込まれる共済契約者 ※要件確認書（商工会等の証明）を受けていること
貸付限度額	共済掛金の範囲内で50万円～1,000万円(5万円単位) ※掛金納付月数に応じ掛金の7～9割となります。
貸付利率	0.9%
担保・保証人	無し
貸付期間	・貸付金額500万円以下は3年間 ・貸付金額505万円以上は5年間
返済方法	6か月毎の元金均等払い

小規模企業共済掛金の納付期限延長等のご案内

小規模企業共済に係る掛金の納付について、次のお手続きをご案内いたします。

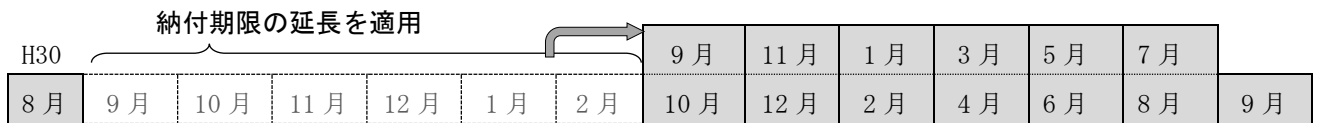
- 1 : 掛金月額を減額する。 ※月額1,000円まで減額できます。(500円単位)
- 2 : 掛止めをする。 ※掛止め期間は共済金等の計算のための契約期間に含まれません。
- 3 : 平成31年2月分までの掛金の納付期限を延長する。(延長は2月までとします。)
 - ※延長期間が終了した翌月(平成31年3月)から、掛金を2か月分ずつ納めていただくこととなります。 (ご請求する金額が、**通常時の2倍**となりますのでご注意ください。)
- 4 : これまでどおり掛金を納付する。(変更しない)

- ・ 上記1～3をご希望される方は、下段(中小機構行き)のご希望内容に○印をつけ、切り離して同封の封筒によりご返送ください。
- ・ 平成30年8月20日(月)までに(当日消印有効)返送いただきますと、翌9月分以降の掛金について適用させていただきます。(これ以降の消印は、順次翌月以降の適用となります。)
- ・ 上記4(変更しない)をご希望される方は、ご返送いただく必要はございません。
- ・ なお、本状と行き違いで、既にお手続きをされている場合は、何卒ご容赦ください。

◎掛金納付期限延長のお取扱いについて(予定)

上記3をお選びいただいた場合、延長期間が終了した翌月(平成31年3月)から、掛金を2か月分ずつ納めていただくこととなります。

9月分以降の掛金納付期限を延長した場合(イメージ)



- ・ 平成31年3月に9月分と10月分をご請求、4月に11月分と12月分をご請求、以降同様。

<切り離して送付してください>

(中小機構行き)

掛金月額変更申込書、掛金掛止め申出書 兼 納期延長申請書

整理番号(中小機構使用欄)
18 H

小規模企業共済掛金について、ご希望するものを選択し、○印をつけてください。

掛金の納付について変更をご希望されない場合はご返送不要です。

- ① 掛金月額の減額を希望します。(現在の月額: 円 → 減額後の月額: 円)
- ② 掛止めを希望します。(掛金掛止め期間: ① 6か月間 ② 12か月間) *いずれかに○印をつけてください。
※掛止め期間は共済金等の計算のための契約期間に含まれないことを了承します。
- ③ 平成30年7月豪雨による被害を受けたため、平成31年2月分の掛金まで納付期限の延長を希望します。

共済契約者番号 _____ 生年月日 ①明治 ②大正 ③昭和 ④平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 〒 _____

電話番号 _____
フリガナ _____

契約者名 _____ 印 *ご署名・ご捺印をお願いします。

小規模企業共済 共済金等の請求関係書類の省略等
に関する特例措置のご案内

1. 「印鑑登録証明書の提出」または「実印の押印」ができない場合

委託機関において、運転免許証、健康保険証等により本人確認を行い、『本人証明願』（平成30年7月豪雨に係わる適用様式④669-3）を提出していただくことにより、本人印または拇印での処理を可能といたします。

なお、この場合、『本人証明願』に押印された印または拇印と同一のものを『共済金等請求書』（様式④701）その他機構様式に押印してください。

2. 個人事業の廃止で官公署等の証明の写しを提出できない場合

委託機関の証明による『個人事業の廃止証明願』（平成30年7月豪雨に係わる適用様式④660-5）または市町村の証明による『被災証明書』を提出してください。